

新たな土地改良長期計画に関する地方懇談会 **(北海道ブロック)の開催**

北海道開発局及び農林水産省は、「新たな土地改良長期計画に関する地方懇談会(北海道ブロック)」を下記のとおり開催します。

懇談会は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、WEBでの参加を併用して開催します。

記

開催概要等： 別紙1参照

日時： 令和2年8月20日(木) 13:30~16:00

場所： 札幌第一合同庁舎 15階1・2号会議室(WEB併用)
(札幌市北区北8条西2丁目)

懇談会は公開で、WEBによる傍聴が可能です。また、報道関係者に限り、会場内での傍聴と、会議冒頭のみのカメラ撮り(WEB会議の状況)が可能です。

傍聴を希望される方は、8月19日(水)12時までに以下のとおり連絡願います。

【宛先】 北海道開発局農業水産部農業計画課 地方懇談会事務局

FAX番号 011-709-2145

メールアドレス hkd-ky-jigyohyouka@gxb.mlit.go.jp

【記載事項】 氏名(ふりがな)、電話番号、メールアドレス、勤務先、所属団体

※御提供いただいた個人情報は、受付確認のため使用し、他の目的には使用いたしません。

※傍聴希望に当たっては別紙2にある留意事項を遵守願います。

【問合せ先】 国土交通省 北海道開発局 電話(代表) 011-709-2311

農業水産部 農業計画課 事業計画推進官 田代 健介 (内線 5513)

農業水産部 農業計画課 課長補佐 高井 直人 (内線 5514)

北海道開発局ホームページ <https://www.hkd.mlit.go.jp/>



新たな土地改良長期計画に関する地方懇談会（北海道ブロック） 開催概要等

1. 開催概要

土地改良長期計画は、土地改良法に基づき土地改良事業の計画的な実施に資するため、5年を一期として土地改良事業の実施の目標及び事業量を定めるものです。

「食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会」では、本年6月24日に農林水産大臣からの諮問を受け、新たな土地改良長期計画の策定に向けた本格的な審議に着手しております。

同計画の検討に当たり、当部会委員と各地方の現場で農業農村整備に携わっている方々との意見交換を行う機会を設け、現場の実情や課題等について認識を共有するとともに、そこで得られた提案、意見を今後の審議に活かすことを目的として、新たな土地改良長期計画に関する地方懇談会を開催します。

現行の土地改良長期計画については、次のURLで御覧になれます。

URL : https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/totikai/h28_choukei.html

また、今回の会議資料は8月19日（水）15時までに、次のURLで公開いたします。

URL : https://www.maff.go.jp/j/council/seisaku/nousin/bukai/R0208_chiho/siryou.html

2. 議題（予定）

- (1) 新たな土地改良長期計画の策定について
- (2) 北海道における農業農村整備の概況等について
- (3) 組織等の概要、取組の特徴等
- (4) 質疑・応答
- (5) 意見交換

3. 出席者（予定）

- (1) 食料・農業・農村政策審議会 農業農村振興整備部会委員
加藤 亮 委員（東京農工大学大学院農学研究院 教授）
長谷川 秀行 委員（(株)産業経済新聞社 論説副委員長）
平松 和昭 委員（九州大学大学院農学研究院 教授）

(50音順)

- (2) 地方代表者
伊藤 謙二（北海道農業協同組合中央会 JA 総合支援部長）
小田 たず子（NPO 法人農業応援団あぐり・びれっじ 理事）
加藤 聡（北海道土地改良事業団体連合会 専務理事）
喜井 知巳（鹿追町長）
小林 良輔（北海道経済連合会 常務理事）
西谷内 智治（有限会社西谷内農場 代表取締役）
本山 久和（本山農場）

(50音順、敬称略)

新たな土地改良長期計画に関する地方懇談会（北海道ブロック） 傍聴希望に当たっての留意事項等

1. WEB 会議システム（Skype for Business）による傍聴となります。傍聴の方法につきましては、傍聴登録された方にメールで8月19日（水）17時までにご案内を予定しているため、メールアドレスは必ず記載してください（電話による申込みはご遠慮ください）。
お申込みの際は、複数名の場合でも、お一人ずつの記載事項をお書きください。
2. 希望者多数の場合、同一組織で複数の参加希望者がいらっしゃる場合は、原則として1名様に限らせていただきます。
その上でなお希望者多数の場合は抽選を行います。傍聴いただけない場合に限り、8月19日（水）15時までにご連絡いたします。
3. 傍聴に当たり、次の留意事項を遵守^{じゅんしゅ}してください。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。
 - （1）傍聴は、事前にお知らせした方法で行うこと。
 - （2）傍聴者のカメラ、マイクはオフにすること。また、チャット機能による書き込みを行わないこと。
 - （3）会議の録画を行わないこと。また、報道関係者を除き、会議の録音を行わないこと。
 - （4）その他、事務局職員の指示に従うこと。
4. 報道関係者の皆様へ
会場内での取材及び傍聴を希望される方は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、人数を絞ってお申込みください。当日は、受付で記者証等の身分証をご提示いただきますので、あらかじめご承知願います。
会場内では、次の留意事項を遵守してください。これらを守られない場合は、傍聴をお断りすることがあります。
 - （1）事務局の指定した場所以外の場所に立ち入らないこと。
 - （2）携帯電話等の電源は必ず切って傍聴すること。
 - （3）傍聴中は静粛を旨とし、以下の行為を厳に慎むこと。
 - ・委員並びに意見公述人の発言に対する賛否の表明又は拍手
 - ・傍聴中の入退席（ただし、やむを得ない場合を除く。）
 - （4）新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、手洗いの上、マスクを着用すること。また、発熱等の症状がみられる方および体調のすぐれない方は、来場をご遠慮ください。
 - （5）カメラ撮影は会場（札幌第一合同庁舎15階1・2号会議室）で冒頭のみ可能です。